

札幌市区民センター条例の一部を改正する条例案

令和 6 年（2024 年）11 月 28 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市区民センター条例の一部を改正する条例

札幌市区民センター条例（昭和 48 年条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

(1) 別表 2 中備考以外の部分を次のように改める。

別表 2

		使用時間	午前	午後	夜間	全日
			午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 9 時まで
ホール	全面		10,300 円	12,900 円	15,500 円	30,900 円
	半面		5,150 円	6,450 円	7,750 円	15,450 円
集会室	30 平方メートルまでの室		750 円	950 円	1,100 円	2,300 円
	30 平方メートルを超え 60 平方メートルまでの室		1,200 円	1,500 円	1,800 円	3,600 円
	60 平方メートルを超え 90 平方メートルまでの室		1,900 円	2,400 円	2,900 円	5,700 円
	90 平方メートルを超え 120 平方メートルまでの室		2,700 円	3,400 円	4,100 円	8,100 円
	120 平方メートルを超える室		3,900 円	4,900 円	5,900 円	11,700 円

(2) 別表 2 備考 1 中「全日使用の場合」を「使用承認を受けた使用時間区分の使用料」に改め、「使用料を 2 割増した」を削り、同備考ただし書中「これ」を「当該額」に改め、同表備考 2 中「全日使用の場合」を「、次の各号に掲

げる場合に応じ、当該各号に定める使用時間区分の使用料」に、「使用料の2割増」を「額」に改め、同備考に次の各号を加える。

(1) 午後1時前に使用を終了する場合 午前

(2) 午後1時以降午後6時前に使用を終了する場合 午後

(3) 午後6時以降に使用を終了する場合 夜間

(3) 別表2備考3中「一部」を「半面の一部」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の別表2に規定する使用料の徴収は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

3 改正後の別表2の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(理 由)

区民センター等の使用料を現状の経常経費を踏まえた適正な額に改定するため、本案を提出する。